

2025年4月（予定）から 公園緑地・街路樹など愛護会等の 手続きが変更になります



変更となる 2つのポイント

手続きを
簡素化・簡略化
します

- ・書類提出
- ・報奨金交付時期が
年1回（後払い）
になります

※報奨金交付額は 変更ありません。
※令和7年度の報奨金は
令和8年5月以降 の交付となります。

詳細は裏面をご覧ください。

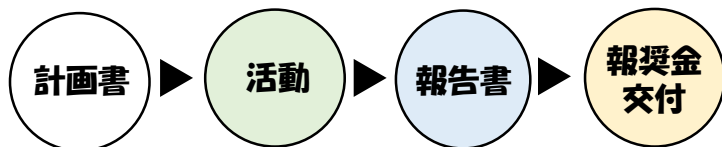
1 手続きを簡素化・簡略化します

【これまで】

報奨金交付までの流れ

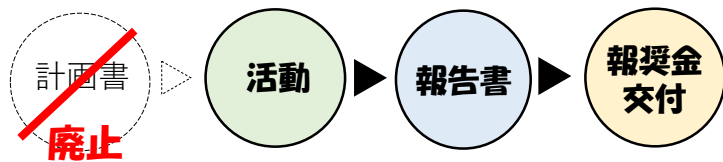
報告書の書式

自由記入式



月	活動状況	参加人数

【これから】



選択方式

月	活動状況	参加人数
	☒ 清掃・除草 ☐ 剪定 ☐ 花壇...	☒ 5名 ☐ 6～10名

- ◆ 活動計画書が **廃止**（提出不要）となります。
- ◆ 活動報告書が選択方式になり、**記入が簡単**になります。

2 書類提出、報奨金交付が 年1回 になります

公園緑地愛護会・街路樹愛護会の方

【これまで】



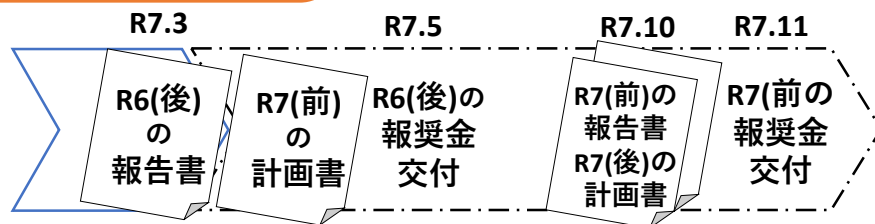
【これから】



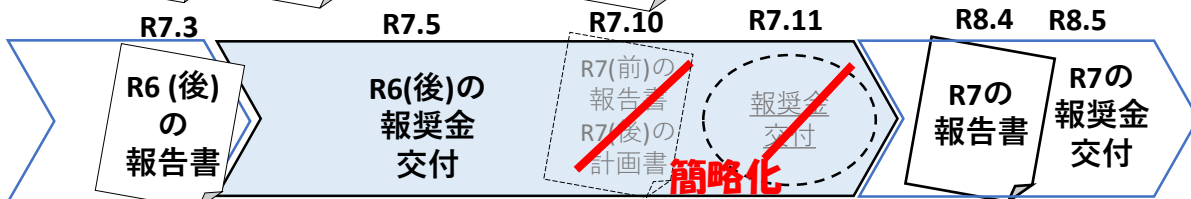
- ◆ 令和7年度に活動した分の報奨金は令和8年5月に交付になります。

管理運営協議会の方

【これまで】



【これから】



- ◆ 報告書の提出・報奨金の交付は**年1回**になります。